

様式第2号(第6条関係)

稲敷市高齢者見守りサポート事業利用承諾書

稲敷市長 様

(利用者) 住 所
氏 名
電話番号

私は、稲敷市高齢者見守りサポート事業実施要綱第6条の規定により、同居者がいる場合はその同居者とともに、下記の事項を承諾します。

記

- 1 稲敷市高齢者見守りサポート事業実施要綱の規定を遵守すること。
- 2 貸与された通報装置等について、善良な管理のもとに維持管理し、当該通報装置等を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供し、又は他の目的に使用しないこと。
- 3 親族・近隣協力員に居住する住宅の鍵を預けること。
- 4 緊急通報を発し、市、受託事業者、消防及び親族・近隣協力員（以下、関係者と記す。）からの連絡に応答がないときは、関係者が利用者の住宅内へ立ち入ること。
- 5 緊急時に関係者が住宅に立ち入るときに、住宅等の一部(ガラス、雨戸、鍵、ドア等)に破損が生じても賠償責任を問わないこと。
- 6 自己の故意又は過失により、通報装置等を紛失、又は破損したときには、その弁済費用について実費相当額を負担すること。
- 7 事業の利用が終了となったときや、事業の利用が解除されたときは、通報装置等を速やかに返還すること。
- 8 通報装置等の利用について、負担するよう指示された額を、市及び受託事業者に対し、その指定する方法により、遅滞なく支払うこと。
- 9 住宅内に事業の利用に必要な通報装置等を設置するため、壁、天井等に必要最低限のねじ穴等を開けること。設置のために開けたねじ穴等に係る修復または原状回復の費用について、市及び受託事業者に対し求めないこと。
- 10 通報装置等の保守点検等、円滑な事業運営の為に、市、受託事業者及び関係者に協力すること。
- 11 稲敷市高齢者見守りサポート事業利用申込書に記載した情報（稲敷市高齢者見守りサポート事業利用変更届により変更したものを含む。）、事業の利用状況その他の利用者に係る情報を、事業の実施に必要な範囲で、市が受託事業者、民生委員、消防機関、医療機関、その他の関係機関等に提供すること。